

報 告 第 2 5 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年9月13日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

⑤

処 分 書

専 決 第 9 号

損害賠償の額の決定について

学校給食配送車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年9月5日

新居浜市長 石川 勝行

1 損害賠償の額 16万5,240円

2 損害賠償の相手方 (省略)

3 事故の概要

平成30年7月17日午後1時頃、市道下池田元船木線（船木甲3820番地の1地先路上）において、学校給食配送車が対向車と行き違うため後進した際、相手方コンクリート塀に接触し、破損させた。